

◎新潟県告示第37号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域として、要措置区域を次のとおり指定する。

平成26年1月17日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 指定する要措置区域

五泉市赤海二丁目212番2の一部、214番1の一部、214番2の一部、219番2の一部、219番3の一部、219番4の一部及び266番2の一部

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）で定める基準に適合しない特定有害物質の種類

1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はトリクロロエチレン

3 講ずべき指示措置

(1) 土壤の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染（以下単に「地下水汚染」という。）が生じていない場合 地下水の水質の測定

(2) 地下水汚染が生じている場合 原位置封じ込め又は遮水工封じ込め